

令和 6 年横審第 4 0 号

裁 決

押船 A 被押台船 B 標識灯衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 5 月 1 1 日 0 8 時 3 0 分

京浜港東京第 3 区多摩川

2 船舶の要目

船 種	船 名	押船 A	台船 B
-----	-----	------	------

総 ト ン 数	1 3 トン
---------	--------

全 長	1 2 . 3 0 メートル	2 4 . 0 0 メートル
-----	----------------	----------------

機関の種類	ディーゼル機関
-------	---------

出 力 5 1 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を備え、同室中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦レバー、舵輪左舷側に機関回転計をそれぞれ装備した2機2軸の鋼製押船で、a受審人が1人で乗り組み、船首1.0メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、無人で工事用資材等約20トンを積載し、船首尾とも1.0メートルの喫水となった鋼製非自航式台船Bの船尾部に、その船首部を両舷とも直径45ミリメートルのロープで繋ぎ、全長約36メートルの押船列（以下「A押船列」という。）を構成し、令和5年5月11日07時30分京浜港川崎第1区を発し、同港東京第3区多摩川の大師橋の工事現場に向かった。

ところで、多摩川は、多くの支流を合わせながら東京都の西部から南部へ流れ、東京湾に注ぐ河川で、最下流に位置する多摩川スカイブリッジとその上流に位置する大師橋との間の水域には、工事関係者等に向けて設定された航路（以下「工事用航路」という。）があり、30メートルないし50メートル間隔で工事用航路の左岸側に白旗を、同右岸側に赤旗をそれぞれ付けた竹杭が複数本設置されており、東京都海老取川との合流部には、黄色1閃光を4秒ごとに発するB滑走路南側標識灯と称する直径約0.3メートル高さ約4.0メートルの鋼製柱の標識灯が南北に2基（以下南側の標識灯を「B南標識灯」という。）設置されていた。

また、a受審人は、工事用航路を航行した経験が豊富であり、白旗、赤旗及びB南標識灯の設置状況を承知していた。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操縦に当たり、GPSプロッターを作動させ、多摩川河口域を上航し、08時20分東京国際

空港飛行場灯台から259度（真方位、以下同じ。）310メートルの地点で、針路を283度に定め、2.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

a 受審人は、08時26分東京国際空港飛行場灯台から274度780メートルの地点に達したとき、B南標識灯まで320メートルのところとなり、その後B南標識灯に向首進行する状況となったが、平素のように、主に左岸側の白旗を目安として航行すれば、無難に航過できるものと思い、GPSプロッターでB南標識灯との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B南標識灯に向首したまま続航し、08時29分B南標識灯が至近となり、機関を全速力後進にかけたものの、効なく、08時30分東京国際空港飛行場灯台から277度1,100メートルの地点において、A押船列は、原針路及び原速力のまま、Bの右舷船首部がB南標識灯に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、B南標識灯は折損等を生じたが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件標識灯衝突は、京浜港東京第3区において、大師橋の工事現場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、B南標識灯に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、京浜港東京第3区において、手動操舵により大師橋の工事現場に向けて航行する場合、標識灯等に衝突することのないよう、GPSプロッターでB南標識灯との相対位置関係を把握するなど、船位の

確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のように、主に左岸側の白旗を目安として航行すれば、無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、B南標識灯に向首接近する状況に気付かないまま進行してB南標識灯への衝突を招き、B南標識灯に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月11日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔